読替え後の「他の大学等で修得した単位の取扱いに関する申合せ」

（平成18年7月13日 制定）
最近読替改正　平19．9．20

（趣旨）
1　この申合せは、読替え後の大阪外国語大学外国語学部教育課程に関する規程第４条第４項の規定に基づき、旧外国語学部における他の大学等で修得した単位の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（他の大学又は短期大学において修得した単位）
2　読替え後の大阪外国語大学学則（以下「学則」という。）第38条第１項に規定する他の大学又は短期大学において修得した単位で旧外国語学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位は、次のとおりとする。
(1)　大阪大学との単位互換協定により修得した単位
(2)　大学コンソーシアム大阪における単位互換協定により修得した単位
3　前項第１号及び第２号に規定する単位互換協定による授業科目の履修は、２年次以上の学生を対象とする。ただし、４年次の学生については、通年開講授業科目及び第２期開講授業科目の履修を認めない。
4　第２項第１号及び第２号に規定する単位互換協定により履修することのできる授業科目数は、それぞれ１年間に10単位相当数を上限とする。
5　第２項第１号及び第２号に規定する単位は、旧外国語学部の自由科目として認定する。ただし、旧外国語学部の教職科目に相当するものにあっては教職科目として認定する。

（外国の大学又は短期大学において修得した単位）
6　学則第38条第２項に規定する外国の大学又は短期大学において修得した単位は、旧外国語学部が開設する授業科目の単位に置き換えて認定するものとし、認定することのできる単位数は30単位を上限とする。

（入学前の既修得単位等の認定）
7　学則第40条第１項に規定する入学前に大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）及び学則第40条第２項に規定する入学前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を旧外国語学部で履修したものとみなす単位の認定は、再入学、編入学及び転入学の場合を除き、総合科目及び副専攻語実習科目の単位に限るものとする。

附　則
この申合せは、平成19年10月１日から施行する。